

# 官報

## 号外 昭和四十年二月二十六日

### ○第四十八回 参議院會議錄第八号

昭和四十年二月二十六日(金曜日)

午前十時二十四分開議

○議事日程 第七号

昭和四十年二月二十六日

午前十時開議

- 第一 原子力委員会委員の任命に関する件
- 第二 文化財保護委員会委員の任命に関する件
- 第三 人事官の任命に関する件
- 第四 緊急質問の件
- 第五 国務大臣の報告に関する件(昭和四十年度地方財政計画について)
- 第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避
- 第七 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置を承認を求める件(衆議院送付)
- 第八 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第九 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第一〇 物品管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第一一 錫砲刀劍類等所持取締法の一部を改正する件

する法律案(内閣提出)

第一二 昭和三十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十七年度国税収納金整理資金受払計算書

第一三 昭和三十七年度政府関係機関決算書

第一四 昭和三十七年度国有財産増減及び現在額計算書

第一五 昭和三十七年度国有財産無償貸付状況

第一六 昭和三十七年度国税収納金整理資金受

第一七 昭和三十七年度政府関係機関決算書

第一八 昭和三十七年度国有財産増減及び現在額計算書

第一九 昭和三十七年度国有財産無償貸付状況

第一〇 日程第一二 昭和三十七年度一般会計歳入

第一一 日程第一三 昭和三十七年度国有財産増減及び現在額計算書

第一二 日程第一四 昭和三十七年度国有財産増減及び現在額計算書

第一三 日程第一五 昭和三十七年度国有財産無償

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一 原子力委員会委員の任命に関する件
- 一、日程第二 文化財保護委員会委員の任命に関する件
- 一、日程第三 人事官の任命に関する件
- 一、日程第四 緊急質問の件
- 一、日程第五 国務大臣の報告に関する件(昭和四十年度地方財政計画について)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗説を省略いたします。

第一	建設委員	同	大藏委員	農林水産委員	建設委員	同	大藏委員	農林水産委員	建設委員	同	大藏委員	農林水産委員	建設委員	同	大藏委員	農林水産委員	建設委員	同
二	増原 恵吉君	村上 春藏君	野溝 勝君	高野 一夫君	小林 武治君	同	増原 恵吉君	村上 春藏君	野溝 勝君	高野 一夫君	小林 武治君	同	増原 恵吉君	村上 春藏君	野溝 勝君	高野 一夫君	小林 武治君	同
三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

- 第一 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 文化財保護委員会委員の任命に関する件
- 第三 人事官の任命に関する件
- 第四 緊急質問の件
- 第五 国務大臣の報告に関する件(昭和四十年度地方財政計画について)
- 第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避
- 第七 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置を承認を求める件(衆議院送付)
- 第八 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第九 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第一〇 物品管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第一一 錫砲刀劍類等所持取締法の一部を改正する件



規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月二十五日任期満了の川北楨一の後任)

石田 茂作

増原 恵吉君

高野 一夫君

地方行政委員  
社会労働委員

島田 異

川野 三暁君

野上 進君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

(同日任期満了による再任) 細川 譲立

石田 次男君

小平 芳平君

農林水産委員  
建設委員

地方行政委員

議院運営委員

久保 勘一君

小林 武治君

井野 碩哉君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 次男君

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

去る二十日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

(同日任期満了による再任) 細川 譲立

石田 次男君

高野 一夫君

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(千葉千代世君外四名発議)

学校教育法等の一部を改正する法律案(千葉千代世君外四名発議)

農林水産委員  
建設委員

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原 恵吉君

小平 芳平君

石田 茂作

細川 譲立

同

川野 三暁君

島田 異

村上 春藏君

江藤 智君

上林 忠次君

佐藤 恵吉君

芳男君

高野 一夫君

石田 次男君

増原





緊急質問の件

大臣の所見を承りたいと思います。

次にお尋ねをいたしたい点は、政府の保安対策の具體化についてであります。一昨年の三池災害の際、当時の池田総理並びに福田通産大臣は、災害の原因をすみやかに調べ、保安対策の具体的な方向を検討したい旨の発言を、当本会議場において行なっております。ところで、三池災害以降今日までに一年数ヶ月を経過しておりますが、総理並びに通産大臣の声明にもかかわらず、何ら見るべき保安確保対策は、法律上まで行政上とられておりません。もし政府において、三池災害発生以降今日までの間、この本会議場で報告するに値する措置がとられているといったますれば、この際その具体的な内容を表示し願いたいと思うのであります。

次に質問をいたします点は、従来もしばしば指摘されてまいりました保安監督行政の所管についてであります。御了承のことく、通産省といふ機関は、その名称に示されておりますように、物をつくり、また生み出すために、国の施策を行なう機関であります。言らなれば、生産を促すための省であります。この省に保安監督行政を置くこと自体が、生産第一主義に通ずるものであります。今まで、生産第一主義ではいけないと歴代の通産大臣はしばしば述べておりますが、みずからそれを破つてしているところに問題があります。この際、保安監督機構の労働省移管を積極的に検討すべきであると思ひまするが、繪理、通産、労働、各大臣の所見を承りたいと思ひます。

増員は、わざと全国で七名しかありません。このようなことでは、災害を未然に防止する監督機構は、その効果を發揮することはできません。この際、政府はすみやかに監督官の増員と待遇改善のための予算措置を講じ、あわせて、勧告後の保安管理者の改善措置の監視に遺憾なきを期すべきであると考えるのであります。通産大臣の所見を承ります。

今日、石炭産業は、運転並びに設備の資金確保に想像以上の苦しみを感じておりますことは、いまさら申すまでもないところであります。このことは、当然のこととして、経営者に保安設備より生産設備に資金を向けさせる結果となつております。この際、政府は、従来の無利子の保安設備資金のワクを大幅に拡大するため、特に保安設備資

保安確保のための最後の質問として、現場の保安担当者、保安係員の再教育について、お尋ねをいたします。御承知のこととく、作業員、すなはち鉱員は、一たび入坑いたしますれば、自分の生命の一切は現場係員にゆだねられることとなつておられます。自分の作業現場にどの程度のガスがあります、どんな危険な状態にあるかも知ることができません。このような多數の生命を預かる保安係員の立場は、まことに重要であります。かりに保安関係者が会社側の生産第一主義に協力をいたしたいたしますすれば、それは災害発生の道につながることは明瞭であります。したがつて、政府はこの際、国の予算と責任において、保安の現場責任者等に対し、精神的また実務的な指導を行なつための会議、その他の措置を講すべきであると考えますが、通産大臣の見解を承ります。

また、遺族の生活手段は指摘されるところであり、その中のみによって措置する所です。この際、労働省として生を確かめ、責任を持って生体制をしくべきであると考へたことを承りたいと思います。お考えを承ります。(拍手)

以上、私は十点にわたりましたが、今回、夕張炭礦爆発事故に、かつて私とともに語りました。六十一名の冥福をも、関係各大臣の誠意あるの質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君〕

○國務大臣(佐藤榮作君)

爆発により多数の犠牲者を

及び就職等は、しばし  
ますが、限られた企業  
ことは困難であります  
・個々の遺族の実態  
活が立ちいくより協力  
えます、が、労働大臣の  
す。

金に限り、新たな予算措置を講ずべきであると思ふのであります。大臣の所見を承ります。

また、過去の三池災害、特に今回の夕張災害の経緯にかんがみ、通産大臣みずから、法律及び規則の改正を行ないたい旨、述べられておりますが、具体的にはどのような改善措置を講ずるつもりか、あわせてお答えをいただきます。

今回の災害は、事故発生の十日前、監督官の現場巡回があり、その結果が保安責任者及び保安委員に示されているようであります。しかしながら、保安委員会はおよそ月一回程度の開催が実情であり、保安委員それ自身、改善措置実施の権限は持つておりません。したがって、私はこの際、監督官の巡回結果は必ず労働組合並びに職員組合に対しましてもなされるよう、配慮すべきであると考えておりますが、通産大臣の所見を承りました

最後に、私は殉職者遺家族の援護策についてお尋ねをいたします。炭鉱災害が発生をし、殉職された方々の遺族に対する補償は、申すまでもなく労災による遺族補償であります。このたびの夕張炭鉱ガス爆発による殉職者遺家族の遺族補償について、私が調べたところによりますと、平均で百二十万円前後、最も低い人は九十一万円という金額になつております。これから養育に長い年月を必要とする幼児をかかえた未亡人に、九十一万円の金額がはたしてどれだけ生活の支えとなるかは、私が申し上げるまでもないところであります。しかも、ただいま申し述べた数字は直轄鉱員と呼ばれる人々であり、俗に組夫と呼ばれる人々の遺族補償はまだ低額であります。この際、政府は遺族補償費の大額な改善を検討すべきであると考えますが、労働大臣の所見を承りたいと存

最後に、私は殉職者遺家族の援護策についてお尋ねをいたします。炭鉱災害が発生をし、殉職された方々の遺族に対する補償は、申すまでもなく労災による遺族補償であります。このたびの夕張炭鉱ガス爆発による殉職者遺家族の遺族補償について、私が調べたところによりますと、平均で百二十万円前後、最も低い人は九十一万円という金額になつております。これから養育に長い年月を必要とする幼児をかかえた未亡人に、九十一万円の金額がはたしてどれだけ生活の支えとなるかは、私が申し上げるまでもないところであります。しかも、ただいま申し述べた数字は直轄鉱員と呼ばれる人々であり、俗に組夫と呼ばれる人々の遺族補償はまだ低額であります。この際、政府は遺族補償費の大額な改善を検討すべきであると考えますが、労働大臣の所見を承りたいと存じます。

また、遺家族の生活手段及び就職等は、しばしば指摘されるところでありますが、限られた企業の中のみによつて措置することは困難であります。この際、労働省として、個々の遺家族の実態を確かめ、責任を持つて生活が立ち、よくより協力を体制をしくべきであると考えますが、労働大臣のお考えを承りたいと思います。

以上、私は十点にわたり政府の考え方をただしましたが、今回の夕張炭鉱爆発事故による殉職者の中に、かつて私とともに語り合つた多くの友がおられます。六十一名の冥福を祈る意味におきまして、も、関係各大臣の誠意ある御答弁を期待して、私の質問を終わりります。(拍手)

國務大臣佐藤榮作君

○国務大臣（佐藤榮作君） 今回の夕張

爆発により多数の犠牲者を出しましたことは、ま

ことに遺憾にたどりません。私は、不幸にしてこの災害をこうむられた方々並びに遺族に対し、心から哀悼の意を表したいと思います。

ただいまいろいろお尋ねがございましたが、基本的な考え方、大矢さんの御指摘になるようになりますが、その根本におきましては、人間尊重、人を相手の経済発展であります。その立場に立ちまして、現在の炭鉱業務を見たとき、こういう点において、なお万全を尽くすという観点から欠いておるものがあるのではないか。こういう意味で、ほんとうに身の締まるような思いで、今日までやつてきたことを再び検討しておるわけであります。御承知のように、わが国の石炭産業は、申しますまでもなく国内における重要な基幹産業でございます。その意味におきまして、石炭産業の育成強化が最も大事なことであります。二次にわたる石炭調査団の報告等も、この意味合いで取り上げられ、そして十分検討されておるわけであります。ただいま御指摘になりましたこの調査団の報告、これを尊重して通産省や労働省が取り組んでおる、これはよくおわかりだと思います。

私は、かような意味合いで、ただいまの石炭産業そのものを十分見ておるつもりであります。ことにスクランプ・アンド・ビルト——高能率の炭鉱を造成し、非能率のものを整理する、こういふ観点に立ったときに、いろいろ生産上の問題もあるやに伺いますが、もちろん、そのために保安をないがしろにする、こういうことであつてはならないと思います。生産、保安、これが石炭産業においては一体である、こういう観点で今まで

本的な考え方、大矢さんの御指摘になるようになりますが、その根本におきましては、人命を尊重しなくて何の生産ぞや、かように言いたいと思います。私がしばしば申し上げておりますように、生産拡大もちろん必要なことでありますが、その根本におきましては、人間尊重、人を相手の経済発展であります。その立場に立ちまして、現在の炭鉱業務を見たとき、こういう点において、なお万全を尽くすという観点から欠いておるものがあるのではないか。こういう意味で、ほんとうに身の締まるような思いで、今日までやつてきたことを再び検討しておるわけであります。御承知のように、わが国の石炭産業は、申しますまでもなく国内における重要な基幹産業でございます。その意味におきまして、石炭産業の育成強化が最も大事なことであります。二次にわたる石炭調査団の報告等も、この意味合いで取り上げられ、そして十分検討されておるわけであります。ただいま御指摘になりましたこの調査団の報告、これを尊重して通産省や労働省が取り組んでおる、これはよくおわかりだと思います。

私は、かような意味合いで、ただいまの石炭産業そのものを十分見ておるつもりであります。ことにスクランプ・アンド・ビルト——高能率の炭鉱を造成し、非能率のものを整理する、こういふ観点に立ったときに、いろいろ生産上の問題もあるやに伺いますが、もちろん、そのために保安をないがしろにする、こういうことであつてはならないと思います。生産、保安、これが石炭産業においては一体である、こういう観点で今まで

これと取り組んでおるもの、ただいま申し上げたような観点であります。したがいまして、調査団の報告による基本的方向、これについて政府が真剣に取り組み、これは政府のみならず、同時に、保安の確保、また労働環境の改善整備、こういうことも指摘されておるのでありますから、もちろん、その方向において努力してまいります。

ただいまの現状において、この保安監督を労働省に移せ、こういふ点を御指摘になりましたが、石炭産業の本来の姿から申しまして、ただいまの制度が実は望ましいのではないか、かように私は思っております。しかし、もちろん何ら研究をしておりません。労働省におきましては、一般労働者の観点に立つての行政をあずかっております所でありますから、通産省におきましても、労働省と十分の密接な連携をとることにはもちろんでありますし、また、現在の制度そのものに、さらに私どもが、くやうすべきものがあれば、くやうしたい、かように私は考えます。

(拍手)

【國務大臣櫻内義雄君登壇、拍手】

○國務大臣(櫻内義雄君) お答えに先立ち、このたびの夕張炭鉱の災害につき、その責任の重大なことを痛感し、おわびを申し上げるとともに、今後の対策に万全を期したいと思います。この災害により、おなくなりになられた六十一人の方々の御冥福を祈り、負傷され、御療養中の皆さま

災害の最大の原因是、石炭合理化施策にあるのではないかといふ御趣旨の御質問でございまして、御指摘のような、出炭減を補う生産の強化だと、こういふに私は考えません。私は、石炭産業の近代化であり、合理化である。すなわち、まず労働環境をよくし、施設をよくする、その上での合理化であるのだ。すなわち、こういふ考え方方に立つておきましては、保安の確保なくしては、ございません。ただいま御審議をちょうだいしておきます四十年度の予算におきまして、鉱務監督官七名の増員のほか、札幌、福岡両監督局に、総合監督の実施及び予防保安のための措置の整備を行なう鉱務監督管理官——局長の次に位する職でございます。

保安監督官の人員の問題についてのお尋ねがございました。ただいま御審議をちょうだいしておきます四十年度の予算におきまして、鉱務監督官七名の増員のほか、札幌、福岡両監督局に、総合監督の実施及び予防保安のための措置の整備を行なう鉱務監督管理官——局長の次に位する職でございます。

最初に、災害の原因、責任の所在のお尋ねでございました。

最初に、災害の原因、責任の所在のお尋ねでございました。今回災害の直接の原因につきましては、日下、札幌鉱山保安監督局において、その詳細を調査中であります。現在までわかりましたところでは、ほぼ夕張炭鉱の一礦未坑最上区域右部内におけるガス爆発によるものと考えられております。災害原因の究明に關しては、現地監督局による調査をさらに進めますとともに、学識経験者からなる技術調査団を、この二十八日に派遣をいたし、調査解明をする所存でございます。

最初に、災害の原因、責任の所在のお尋ねでございました。今回災害の直接の原因につきましては、日下、札幌鉱山保安監督局において、その詳細を調査中であります。現在までわかりましたところでは、ほぼ夕張炭鉱の一礦未坑最上区域右部内におけるガス爆発によるものと考えられております。災害原因の究明に關しては、現地監督局による調査をさらに進めますとともに、学識経験者からなる技術調査団を、この二十八日に派遣をいたし、調査解明をする所存でございます。

最初に、災害の原因、責任の所在のお尋ねでございました。今回災害の直接の原因につきましては、日下、札幌鉱山保安監督局において、その詳細を調査中であります。現在までわかりましたところでは、ほぼ夕張炭鉱の一礦未坑最上区域右部内におけるガス爆発によるものと考えられております。災害原因の究明に關しては、現地監督局による調査をさらに進めますとともに、学識経験者からなる技術調査団を、この二十八日に派遣をいたし、調査解明をする所存でございます。

最初に、災害の原因、責任の所在のお尋ねでございました。今回災害の直接の原因につきましては、日下、札幌鉱山保安監督局において、その

ことが考えられなければ、生産はあり得ないと思

る再教育につきましては、現在、炭鉱の保安技術職員の教育について、全国十カ所に保安技術講習所を設置し、年四十回くらい、一回当たり二週間程度の技術及び実務教育を実施しているところでございますが、さらに、新たに設立された鉱業労働災害防止協会による訓練体制の整備と相まって、保安教育の一そらの強化拡充をはかりたいと思ひます。

今回の事故発生に伴いまして、新たに保安確保のための具体的な方法としての予算措置、あるいは法及び規則等の改正についてどう考へておるか、こういうお尋ねでございました。現在進行中の監督局による原因究明、また、たゞいま申しました技術調査団による原因究明の結果を待ちまして、今後この保安行政については、的確迅速に行ない得られるよう、法、規則等の改正の必要があれば、もとよりこれをやるべきもあり、また、予算措置につきましては、十分対処していく考へでござります。(拍手)

○國務大臣(石田博英君) 拝手

○國務大臣(石田博英君) お答えを申し上げます前に、今回の不祥事に対して、きわめて遺憾に存じますとともに、犠牲になられた方々に対しまして、心から哀悼の意を表したいと存じます。最初の私に対する御質問は、保安行政の所管についてでございますが、御承知のことく、この問題は、労働基準法制定の際にも問題になりました。ただ、戦前から通産省の所管であったこと、また、当時石炭の増産が非常に重大な課題となつておりましたこと等の理由によりまして、現在は、外務大臣は、初め、親善ムードづくりや情報交換が主たる目的であると、ちょうど、ゆかたがけでいくようなかつこうをして韓国を訪問しながら、あつという間に国家間の基本関係を律する重大な条約に仮調印をやつてのけたことは、眼中にあります。現段階におきましては、通産省と緊密な連絡をとりまして、労働者保護に万全を期してまい

りたいと思つておるのであります。同時に、将来的の問題としては十分検討しなければならぬ課題と存じております。

それから、第二は、このたびの補償の問題について、現在の労災保険法の規定では不十分ではないかといふことでござります。御承知のことく、平均賃金の一千日分と、同六十日分の葬祭料などまつておるのであります。法律上はこれ以上の措置をすることは不可能でござりますけれども、遺族の方々の就職のあつせんその他について万全を期したいと存じますと同時に、労災保険法の運営にあたつて改正を加えないと存じまして、たゞいま労災保険法の改正案を国会に提出しておりますところでござります。

それから、遺族の方々の将来の生活の安定、あるいは負傷せられたり中毒せられた方々の援護につきましては、あるいは職業のあつせん、訓練、生活の援護等を通して、できる限りの努力をいたす所存であることを申し上げておきたいと存じます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 森元治郎君。

〔森元治郎君登壇、拍手〕

○森元治郎君 私は、日本社会党を代表して、椎名外務大臣の韓国訪問について御質問をいたしました。

外務大臣は、初め、親善ムードづくりや情報交換が主たる目的であると、ちょうど、ゆかたがけでいくようなかつこうをして韓国を訪問しながら、あつという間に国家間の基本関係を律する重大な条約に仮調印をやつてのけたことは、眼中にあります。政府の言ふ「解決」ということは何を意味するのか。最終的に片づけるのか。または方向

たのか、あるいは思わずつり込まれてしまつたのか。われわれは、外相からこの間のいきさつを明らかにするように要求いたします。足かけ十四年も、もみ抜いた末の基本条約をつくったのに、出てきましたものは条約文と一枚の共同コミュニケだけの発表であります。さんざんごたごたしたあとでありますから、仮調印に至るまでの数々の往復の書簡もあるはずでありますし、議事録の類るものであります。なぜ全文を引用しないのか。

また、このつくられた条約を「らんなさい。まことに一夜づけであります。第一に、韓国政府の現実の支配が北に及ばないのを知りながら、昭和二十三年の国連総会の決議、これは、決議といつてある。韓国は南を支配するだけの政府でも、実は何の法律的拘束力はない勧告にすぎないものであります。その百九十五号のうち、自分の都合のいい部分だけを抜き出して、韓国が朝鮮にある唯一の合法政府であるとして、全韓にその支配が及んでいる合法政府であるがごとく、ないかのときの小手先を弄しております。決議の引用は効果がありません。

領域についての含みのある折り合いなどといふことは前代未聞であります。韓国の管理権の及ぶ範囲はどうと思って折衝しておられるのか。全文を載せれば、韓国は南を支配するだけの政府であることがはつきりしております。これでは決議の引用は効果がありません。

領域についての含みのある折り合いなどといふことは前代未聞であります。韓国の管理権の及ぶ範囲はどうと思って折衝しておられるのか。鮮な休戦ラインなのか、休戦ラインの北にあら北鮮の政権の存在はいかに認識しているかを伺いたいのであります。なお参考のために、韓国政府は、国交樹立の最終目標であるこの条約を仮調印したのであるから、うつちやつてはおけない。幸い、国会は開会中であるからといふ論理で、この国会にかけて、これ一本でも批准を强行しようという腹と思われます。われわれは、これにはもちろん反対であります。総理の所信を伺いたいと思います。

政府は、かねがね、領土問題がはつきりしない場合は、日ソ国交回復にあたつての共同宣言のよろ北鮮の政権の存在はいかに認識しているかを伺いたいのであります。なお参考のために、韓国政府は、かねがね、領土問題がはつきりしない場合に、韓国の場合もその方式しかないと立場をとつてきました。しかるに、今度は、これまで懸念なく、また、国民を愚弄するものであります。外相は初めからこの企図を持って出かけられ

づけだけをして、後日に持ち越すたな上げのやり方もあるのか。外務大臣からはつきりしてもらいたいと思います。



警察の力をもって、治安当局の押えによって静かではあります、それでも十九日の晩は、三万人以上も集まつて、何となく不気味なデモをやつております。ほんとうに、民衆の理解、日鮮両方の理解なしに、韓国、日本両政府間だけの独走では、絶対にこういう条約はできるものではありません。やつても、あとで大きな問題になることを御注意申し上げて、私の質問を終わります。

〔國務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤栄作君) ただいま日韓交渉についてお尋ねがございました。大部分は外務大臣からお答えすると非常にはつきりしてよろしいかと思いますが、私に対するお尋ねのうち一つは、今回の外務大臣がイニシアルをしてきたこの条約だけでも切り離して、国会に批准を求めたらどうか、こういちお尋ねであります。政府は、日韓交渉については、一括解決方式、この態度を改めておりません。この態度は堅持しております。したがいまして、今回のこの条約だけ一本切り離して批准を求めるような考えはございません。

また、この条約につきまして、アメリカ側が介入しておる、あるいは関係しておるのじゃないかといふお疑いを持たれたりであります。これは、はつきり申し上げておきます。

また、この朝鮮の分離、いわゆる南北の統一をむしろこれははばむものではないか、こういふお尋ねでございますが、私どもはたびたび、一九四八年の国連決議、これを尊重する。また、朝鮮半島の統一方式も、いわゆる国連方式によるということを、毎度申し上げております。今回も、この本会議の席をかりまして、はつきりその方式でや

るのだということを申し上げておきたい。いわゆる分離を進めるいろいろな考え方ではございません。御了承願います。(拍手)

〔國務大臣椎名悦三郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(椎名悦三郎君) まず初めに、今回の訪韓において、ムードづくりといふことを言いながら、急激に基本条約の仮調印をしたのは、国民を愚弄するものではないか、こういふお尋ねでござりますが、たびたび申し上げましたとおり、私の訪韓は、いわゆる基本的に両国が国交を設定する、正式な国交を設定するという意味において、兩国民の間に十分な機運の醸成を前提とするという意味において、親善といつても、きわめて重要な親善を目的としております。そこに重点を置いて訪韓するのであるということを申し上げたのでございますが、私の訪韓中に、基本条約の案につきまして、交渉がきわめて順調に進みまして、これがイニシアルが行なわれる運びになつたのであります。イニシアルは、ただ事務の進行上の一つの区切りをつけるという意味でござりますので、これは一括解決の問題に決して支障になるものではない。むしろこれを進める上において手続上非常に適当な方法であると考える次第であります。私は出発前に、私の訪韓中に基本条約のイニシアルがあり得る旨を、予算委員会においても明らかにしておいたとおりでございまして、決して国会あらわれておるといふことはございません。

非常に簡単な取りきめしか発表されておらないは國民を愚弄するなどといふものでは絶対にが、何か陰に隠れた取りきめはないか、いわゆる秘密取りきめの疑いがあるが、そういう事実はなかといふ仰せでございましたが、かようなものは一切ございません。全く発表したとおりであります。

それから、総理に対して護歩の訓令を仰いだと

いうようなことも、これもございません。私の現地における心境は、まことに満足すべき状態であつたのでござります。

それから、これは一夜づけのものじゃないか、

このようなお話でございましたが、一夜づけどちらのあと押しをするなり関係をしておるのではなくだ悲劇の一つであつて、朝鮮統一が実現することはないかといふお話をございましたが、全然関係はいたしておりません。

なお、朝鮮が分裂しておるのは、第二次大戦の

生んだ悲劇の一つであつて、朝鮮統一が実現することは、われわれとしても切望するところであります。

竹島の解決は、これは他の領土と切り離して、両国の主張が食い違つておりますので、別途にこの問題の解決はいたしたいと考えております。いずれにいたしましても、この竹島の問題については、一括解決の際に十分にその解決のめどをつけてまいりたいと考えております。

それから、条約案の名称を、共同宣言といふ

いう意味かといふことですが、これはどちらでもよいのであります。内容から見て条約もご承知しておったが、条約と変更したのはどういふ意味かといふことですが、これはど

うに承知しておったが、条約と変更したのはどういふ意味かといふことですが、これはど

もあらわれておるというようなお話をございましたが、さよなることはないであります。

それから、この条約案について、アメリカが何

いわゆるなことを、これもございません。私の現地における心境は、まことに満足すべき状態であります。

それから、これは一夜づけのものじゃないか、

ます。

判所等でその帰属を決定することによって、この問題を円満裏に解決したいと思つておる次第であります。

李ラインについての御質問にお答えいたしま

す。一九五二年一月十八日に、李承晚大統領が、

広く公海上にわたる海域を画定する大韓民国隣接

海洋の主権に対する大統領の宣言というものを発

出したのであります。この宣言は、韓国海岸線か

ら最大百九十海里に及ぶ公海の海面の上下に対

し、排他的な主権を主張するものであります。

公海自由の原則を根本的に破壊し、国際漁業協力

の基礎観念とも相いれない措置があるので、わが

國から嚴重なる抗議をいたしましたが、韓国側

は、国際的先例があると称してこれを受け付けな

かつたきさつがあるのであります。で、わがほ

うとしたましても、向こうの態度いかんにかか

りました。李ラインは、百九十海里も韓國の沿

岸から離れたところに引かれておるのでございま

すが、そういうことであつてはならない。しか

し、漁業の専管水域といふものは、国際先例にあ

りますので、漁業専管水域の幅をきめた

い。これは先例に従いまして、十二海里といふこ

とになつておりますので、十二海里説をとつてお

ります。その専管水域をはかる基線につきまして

は、日本側といつましても、原則として沿岸の

低潮線をとるべきだ、こういうふうに考えており

ます。その専管水域をはかる基線につきまして

はやむを得ない、こういうふうに考えておりま

す。その十二海里の外側の海域は、公海自由の原則

によるべきであります。何らかの資源保護の措

置をとるといつましても、それは両国に公平に

適用され、かつ、合理的なものであるとともに、

実施可能な規制措置でなければならないといふこ

○國務大臣(赤城宗德君)　ただいま第七次日韓会談をいたしておりますが、漁業問題につきましては、漁業委員会で折衝いたしております。その経過及び懸案として残されている主要問題、及びこれに対するわが國の態度を御答弁申し上げます。

第一は、李ラインの撤廈を前提として漁業交渉の妥結をはかるという方針は、変わりございません。

第二は、そのため、いま外務大臣からお話を

ありました。李ラインは、百九十海里も韓國の沿岸から離れたところに引かれておるのでございま

すが、そういうことであつてはならない。しかし、漁業の専管水域といふものは、国際先例にあ

りますので、漁業専管水域の幅をきめた

い。これは先例に従いまして、十二海里といふこ

とになつておりますので、十二海里説をとつてお

ります。その専管水域をはかる基線につきまして

は、日本側といつましても、原則として沿岸の

低潮線をとるべきだ、こういうふうに考えており

ます。その専管水域をはかる基線につきまして

はやむを得ない、こういうふうに考えておりま

す。その十二海里の外側の海域は、公海自由の原則

によるべきであります。何らかの資源保護の措

置をとるといつまでも、それは両国に公平に

適用され、かつ、合理的なものであるとともに、

実施可能な規制措置でなければならないといふこ

とで、十二海里の外に両国の共同規制区域をつくっていくといふことで話を進めております。

なお、具体的な内容につきましては、それぞれ

進んでおりますけれども、この際、発言を差し控えさせてもらいます。(拍手)

〔國務大臣高橋等君登壇、拍手〕

○國務大臣(高橋等君)　日韓会談におきますする法的的地位のお問い合わせをいたします。

まず、在日韓国人のどのような範囲の者に永住権を与えるか、永住権を与えた者の強制退去をや

れる場合には、どういうふうな場合にやるか、それ

らの者に対する処遇をどうするか等の問題点につ

いて、討議をいたしておりますのでござりますが、こ

れらの韓国人は、終戦の日以前に日本人として来

りました。在日韓国人のどのような範囲の者に永住

権を与えるか、永住権を与えた者の強制退去をや

し及び地方財政に関する政府施策の概要について申しあげたいと存じます。

最近における地方財政は、歳入の伸びの鈍化と義務的経費の増高により、その運営に困難の度を加えており、政府としても、その健全化の促進については、格段の努力をいたしているところであります。

昭和四十年度の地方財政は、安定成長の段階に入つた経済の現況を反映し、地方税、地方交付税等の歳入において、従来見られましたような大幅な伸張を期待することが困難である反面、給与関係経費等の義務的経費、社会保障費等の住民の福祉に直結する経費は、ますます増大する傾向にありますため、その健全性を堅持して、負荷せられた任務を遂行するためには、かなりきびしい局面を迎えるものと思われます。したがいまして、主として一般会計を対象とする地方財政計画の策定に際しましては、これらの客觀情勢を念頭に置き、国の予算と同一の基調に立つて極力地方財源を確保し、財政の健全化と行政水準の向上をはかりとともに、新産業都市の建設等の事業等に対する国援助措置の確立等をはかることにより、社会開発の推進に資することを基本方針といったしました。

すなわち、明年度におきましては、地方交付税率を〇・六%引き上げ、新たに石油ガス譲与税を創設する等、地方一般財源の充実強化をはかるとともに、新産業都市の建設等の事業に対する国援助措置の確立等をはかることにより、社会開発の推進に資することを基本方針といったしました。

財政援助措置を確立し、また、前年度に引き続

き、地方交付税を財政力の貧弱な地方団体に傾斜的に配分することにより、地域開発の促進と地域

格差の是正をはかることとしたしております。

また、住宅、上下水道等、生活基盤施設の整

○議長(重宗雄三君)　日程第五、國務大臣の報告に關する件(昭和四十年度地方財政計画について)、

〔國務大臣吉武恵市君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉武恵市君)　このたび昭和四十年度

の地方財政計画を策定いたしましたが、この機会

に、これを中心として、明年度の地方財政の見通

今後の交渉の見通しにつきましては、韓国国民もあるいはまた韓國世論を代表する韓国の各新聞も、日韓間の国交正常化、その交渉を支持しておる次第であります。(拍手)

〔國務大臣赤城宗德君登壇、拍手〕

備、過密化した大都市の再開発及び地方公営企業の健全化等を促進するため、地方債資金を増額いたしております。

以上の施策を重点として、昭和四十年度の地方財政計画を策定いたしました結果、その総額は三兆六千百二十億円となり、國の一般会計予算三兆六千五百八十一億円に、ほぼ匹敵する規模となつております。その前年度に対する増加額は四千七百四十億円、増加率は一五・一%でありまして、増加額、増加率とも、國の一般会計予算のそれを上回つており、地方財政の占める比重の相対的な上昇を如実に示しております。しかし、總体の規模の伸びは、昭和三十九年度の場合の増加率一九・二%よりは低下しており、全体として引き締め基調といらるべきものと存じます。

歳入面では、前年度に比べた場合、一般財源の伸びがやや鈍化しておりますが、財源充実のための各種の措置がとられました結果、地方税で二千四十五億円、地方譲与税で七十六億円、地方交付税で七百八十一億円、國庫支出金で一千三百十六億円、地方債で三百二十六億円、その他で百九十六億円の増をそれぞれ見込ることといたしました。

歳出面では、給与関係費の増が千八百四十七億円、社会保障関係費、農業構造改善対策費、中小企業対策費等、國の施策に伴う経費の増が六百六十億円、公債償還費の増が九十九十二億円等、弾力性の少い経費の増加が比較的大きく、しながら投資的経費の増加率が相対的に若干低下してはおりますが、なお、公共事業費において八百九十一億円、地方単独事業費において六百八十四億円を増額いたしております。

昭和四十年度の地方財政計画の概要は以下のとおりであります。政府といたしましては、地方団体が歳入の確保につとめ、経費の重点化、効率化を行ない、その健全化を促進しつつ、住民福祉の向上をはかるための地方独自の施策の遂行可能ならしめるよう、できる限りの措置を講じています。

なお、公営企業会計及び国民健康保険会計においても必要な措置を講ずることとしております。もとより、明年度の地方財政は、その歳入の伸びの鈍化から、ここ数年間に比べますと、かなり慎重な運営を必要とすると考えられます。地方団体関係者の一段の努力を期待いたしますとともに、政府といたしましても、その指導に遺憾なきを期し、地方財政の健全化について格段の努力をいたしてまいる所存であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。加瀬完君。

[加瀬完君登壇、拍手]

○加瀬完君 私は、日本社会党を代表いたしましたて、ただいま御説明のありました昭和四十年度地方財政計画について質問をいたします。最近の財政計画は幾つかの問題点を藏しております。地方財政の赤字化、地方財源の不足、委任事務における地方の過重負担、相変わらずの税外負担等々、問題は多いのであります。しかも、本財政計画におきましても、これらの点は解決をされておりません。以下、順を追つて質問をいたします。

質問の第一点は、地方財政の赤字化の問題であります。最近、地方団体の赤字化が叫ばれまし

(一)

も、その原因が過剰な人件費の膨張にあると喧伝をされている向きがございますが、この把握は正確ではありません。たとえば、三十七年決算から見ると、歳出規模は二・五倍であるのに、建設事業費は約四倍であります。なお、この事業費は、地方独自の事業のやり過ぎではありませんで、國の補助事業や、國の事業の地方負担分の増加、あるいは

(二)

も、その原因が過剰な人件費の膨張にあると喧伝をされています。そこで、大蔵、自治両大臣に伺いたいのですが、本財政計画におきまして、地方の過重負担が修正されますか。あるいはまた、住民の直接福祉を進める単独事業費が確実に確保されておりますか。この二点に対しまして、具体的にお示しをいただきたいのでございます。

質問の第二点は、税外負担でございます。かつて政府は、地方財政計画で幾たびか税外負担の解消の約束をしたはずでございます。しかし、税外負担は一向に解消されないのでございます。その一つは国有財産への寄付であります。しかし、税外負担は、政府の予想経済成長率を五%も上回つておきます。さらに、政府が説明するように、ひすみの是正や社会開発の推進を行ないますならば、引き締めは破綻を来しまして、むしろ財政膨張に転ずるおそれがあるのであります。さらに収入が、この支出に追いつきません場合は、地方財政の赤字化を一そろ助長させることにもなりかねません。問題は、地方財政の健全化を真に望みますならば、地方の能力を越えたこれらの負担に対しまして、國の責任が明らかにさるべきでございま

す。

次の問題は、この過重負担の財源が、何によつて補てんをされてきたかでございます。地方団体は、今までみずからの単独事業を切り捨てまして、これが穴埋めに使つてしまりました。したがって、これが財政計画での最大の問題は、一つは國の事業のための地方の過重負担をどう解消させるか、二つは地方の単独事業費の完全運用化でございます。この解決があれませんければ、地方財政

の赤字化を防ぐわけにはまいりません。そこで、大蔵、自治両大臣に伺いたいのですが、本財政計画におきまして、地方の過重負担が修正されますか。あるいはまた、住民の直接福祉を進める単独事業費が確実に確保されておりますか。この二つは、都道府県に対する住民の税外負担であります。地方財政法の第二十七条の三によりますと、「都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接あると間接あるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。」こう規定をされております。それにもかかわらず、都道府県は、施設積み

立て金、施設水年充当費といったような名目で、ある県においては三十八年度に二十二億円、全国のを推計いたしますと、五百億円以上が税外負担として住民に転嫁をされておるのであります。さらに某県におきましては、事実は、高等学校の建築費に振り向ける目的で、一般財源に寄付し、その寄付額は寄付該当地区の高校建設費に振り向けています。しかし、これが地方財政の実態であります。しかも、この実態は、地方財政計画の中には組み入れられておりません。したがつて、地方財政計画が何回書きかえられましても、地方財政の真実は伝わらないでござります。この事実を自らはお認めになりますか。

そこで、あらためて、総理にお答えをいただきたい点が三点ございます。國も府県も、財政法違反を公然と行なつてゐる事実を、どうお考えになりますか。違反行為を黙認をして、歳入歳出のバランスをつくつてある財政計画を妥当なものとお認めになりますか。そして、このような不法な税外負担を直ちに解消する御指示をなさるお気持ちはございませんか。

質問の第三点は、地方の委任事務に伴う経費負担の問題であります。国民年金や国民保険に委任をいたしております。国民年金や国民保険、あるいは農業委員会や生活改善普及員といつたことなどでござります。これらの委任事務に対しましては、当然それを行なう財源は國が保障をすべきはすであります。ところが、事実は違うのであります。三十七年度決算で、市町村の農業委員会書記の一人当たり給料は、実支出は四十二万三千六百六十四円、全額國庫負担のたてまえでありますのに、國の補助は十万四千三百四十九円、二

四・六%にすぎません。國保事務員経費の被保險者一人当たりの実支出は二百五十五円、補助額は百十九円、四六・七%であります。この傾向は、補助金の予算単価でも同様でございまして、公営住宅の用地費は、支出実額の三千三百十円に対し、補助の単価は八百九十六円であります。義務制の諸学校にいたしましても、ある町村を取り上げますと、補助対象が三千六百八十五坪に対し、二千二百六十五坪、六一・五%しか補助されはおりません。この問題を解決するためには、四十年度地方財政計画の國庫支出金は大幅に増加を示すべきであります。しかし、本財政計画は、前年度に比し、その増率において、國庫支出金は約四%，普通補助費負担金は一〇・二%の減となつております。本財政計画におきましても、國の補助負担額は是正をされておらないと思ひますが、自治大臣にお答えをいただきます。

是正をされておらないとすれば、地方財政法第一条二項の、「國は、地方財政の、いやしくもその

自律性をそないこと、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。」、こうい

う内容に明らかに違反をすると思ひますが、総理大臣にお答えをいただきます。

質問の第四点は、公共料金の問題であります。

本財政計画は、ひずみ是正の一環といつてしま

て上下水道等の生活基盤整備を取り上げ、この財源に地方債を確保すると述べております。しか

し、地方債は、借り入れ額と支払い額が、もはや

とんとんになつてしまいまして、地方債としての

財源は限度に来ておるのであります。本年度におきましても、地方債の伸び率は五・八%減つてお

ります。ふえておりますのは、使用料、手数料の六%，雜収入の四%，むしろ料金のほうであります。

私は、最後に、本財政計画の最大の矛盾を指摘

四・六%にすぎません。國保事務員経費の被保險

授業料等が社会問題を起している事実に従します。

それでも明らかでございます。上下水道の膨張は、必ずしも住民の責任によるべきものばかりではございません。

國の人口政策なり、住宅政策なり

の、

す。このことは、各地におきまして、水道料金、授業料等が社会問題を起している事実に従します。

授業料等が社会問題を起している事実に従します。

ならば、逆に、なぜ、はるかに比率をこえた公共料金の値上げを行なうでござりますか。同じく方財政に対処いたしますのに、一般会計では余裕がありと見、特別会計だけが、はるかな不足であると訴えます点は、大きな矛盾でございます。矛盾でない理由を十二分に御説明を願いたいのであります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

國と地方との関係、また地方自治体のあり方等につきまして、加瀬さんからいろいろ御意見をまとめてのお尋ねがございました。もちろん、その財政の観点に立ちましては、國も健全財政、地方もやはり健全財政でなければならないと思います。これは基本的態度だらうと思います。しかして、ただいままでのところ、この地方財政計画を立てただいましても、また、ただいま御指摘によるいたしましても、また、ただいま御指摘になりました税外負担の問題にいたしましても、また、國が委任しておる事項、あるいは委託しておる事項等につきましても、必ずしも全部が理論どおりに一つの分配の原則によつているとは思ひますが、必ずしもそのとおりになつておらない。ことに税外負担などは、これは國が地方に仕事を委任し、委託する場合でも、超過負担をさせないように、これが毎回問題になつております。しかしながら、なかなか解消されない。この上とも私ども努力するのはもちろん、かよろにいたしたいものだと思ひます。(拍手)

るであります。しかして、こういう事柄がなぜ解消できないか。これには、やはり中央と地方とのあり方について、その結びつきについて、在来からのいろいろの慣習もあるようあります。また、その慣習自身が私は全部が悪いとは思いません。しかしながら、この慣習あるいは歴史的な沿革、そういうものだけにたよつておりますと、御指摘になつたような点は改善されない。かように思いますので、ただいま御指摘がありましたが、いま、地方の行政並びに財政制度の調査会が開かれていますが、この調査会がいずれその答申を出していくことだと思います。そういう際に、政府の考え方とあわせて、十分に地方と中央との分配の問題、これは財源をも加味しての分配の問題、そういうことを気をつけてまいりたいと思います。しかし、いわゆる税外負担と言われるもの、ただいま御指摘になりました文部省関係のものなどについては、これは解消すべきだ、また、地方財政法もそれを要求しておる、またそれを禁じておる、かような立場でござりますので、國においてはもちろんのこと、税外負担——この意味で國民の負担の均衡を失するようなことのないよう、また國の行政自身が誤解を受けないように厳に戒めていますが、また地方団体自身も地方の行政の範囲においての税外負担を避けるといふ、これは自治体自身の努力にせひとも期待をかけたい、かように思ひますので、官民一緒になりまして、ただいまのような御主張を具現してい

るであります。しかして、こういう事柄がなぜ常におきまして、たゞいま御指摘がありましたが、いま、地方の行政並びに財政制度の調査会が開かれていますが、この調査会がいずれその答申を出していくことだと思います。そういう際に、政府の考え方とあわせて、十分に地方と中央との分配の問題、これは財源をも加味しての分配の問題、そういうことを気をつけてまいりたいと思います。しかし、いわゆる税外負担と言われるもの、ただいま御指摘になりました文部省関係のものなどについては、これは解消すべきだ、また、地方財政法もそれを要求しておる、またそれを禁じておる、かような立場でござりますので、國においてはもちろんのこと、税外負担——この意味で國民の負担の均衡を失するようなことのないよう、また國の行政自身が誤解を受けないように厳に戒めていますが、また地方団体自身も地方の行政の範囲においての税外負担を避けるといふ、これは自治体自身の努力にせひとも期待をかけたい、かのように思ひますので、官民一緒になりまして、ただいまのような御主張を具現してい

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角栄君) 私からお答えいたしま

すものは、國の事業のため地方の超過負担が非常に多い、その超過負担がありますために単独事業が非常に圧縮せられておるということ等であります。

国補助単価につきましては、總理からもただいま申し上げましたが、これは実績単価というのではなく、標準単価で補助をいたしておるわけでござります。でございまして、國単独事業が非常に少なくなつたといふことは御承知のとおりでござります。

それから単独事業が非常に少なくなつたことでございますが、単独事業は、今年度、御承知のとおり、一般行政経費の増三百六十億円、維持補修費の増百十億円、建設事業費の増六百八十四億円等の増を織り込みまして、総額九千四百四十九年度に比べますと千百五十四億円の増額となつておるわけでござります。ただ、単独事業と補助事業といふことを別々に考えないで、これがあわせ行なわれるところに、地方住民の福祉の向上がはかれるわけでござりますので、このバランスを十分とつていただきたいと考へておるのであります。

〔国務大臣吉武恵市君登壇、拍手〕

○国務大臣(吉武恵市君) お答えを申し上げま

す。

第一点は、地方財政が赤字になつてている原因は、人件費と言つてゐるけれども、超過負担が多い、こういうお尋ねでござりますが、もちろん超過負担もござりまするけれども、先ほど御報告申し上げましたように、三兆六千億の地方財政のうちで、人件費は一兆三千億、約三七%を占めてお

りますが、御承知のとおり、國家財政も安定成長期に入りました、税収の伸びもいままでのようにますので、相当多くの部分を占めているといふこ

期待することができない状態になつております。地方も國も健全な財政を築いていかなければならぬことは言うをまたないわけでございます。こ

としの國の予算と地方財政の予算を申し上げますと、國は三兆六千五百億でございますが、その中から地方に対する交付税及び國よりの支出金九千数百億円を計算をしますと、國の予算の中で實際は地方の予算であるものが一兆七千五百億余あるでございます。でございまして、國単独事業が非常に少なくなつたといふことは御承知のとおりでござります。

これから地方に対する交付税及び國よりの支出金九千数百億円を計算をしますと、國の予算の中で實際は地方の予算であるものが一兆七千五百億余あるでございます。でございまして、國単独事業が非常に少なくなつたといふことは御承知のとおりでござります。

これから地方に対する交付税及び國よりの支出金九千数百億円を計算をしますと、國の予算の中で實際は地方の予算であるものが一兆七千五百億余あるでございます。でございまして、國単独事業が非常に少なくなつたといふことは御承知のとおりでござります。

とは御了承いただきたいと思います。

なお、超過負担につきましては、お話のように地方にだんだんに仕事が増加してまいります。したがつて、その超過負担が相当になつてゐることも事実でございます。超過負担に対する是正の点につきましては、四十年度の予算編成に際しましても、私のほうから各省にお願いをし、そうして先ほど大蔵大臣からもお答えがありましたように、学校の建設費の単価にいたしましても、あるいは国民健康保険の事務費の引き上げ等にいたしましても、相当の是正が行なわれておるところでござります。今後もこれにつきましては、努力をいたさなければなりません。今後もこれにつきましては、努力をいたさなければなりません。

なお、税外負担の点は、先ほど総理大臣からお答えになつたとおりでございまして、私どもいたしましても、地方財政法のたてまえからいたしまして、これは極力やらせないようになつていいつもありでござります。

次に、公共料金の点でございますが、最近、水道その他の料金の値上げが地方のほうで行なわれつつあるのでござりますが、この公共料金はやはり独立採算制のたてまえをとつておりますので、このいわゆる赤字を一般会計で負担するということはいかがかと存じまして、私どもはその独立採算制の中でもかならぬふうに、できるだけ自肅をしていただきたいということを申しておる次第でございます。

とは御了承いただきたいと思います。  
なお、超過負担につきましては、お話をようやく  
地方にだんだんに仕事が増加してまいります。し  
たがって、その超過負担が相当になつてること  
も事実でございます。超過負担に対する是正の点  
につきましては、四十年度の予算編成に際しまし  
ても、私のほうから各省にお願いをして、そろして  
先ほど大蔵大臣からもお答えがありましたように  
に、学校の建設費の単価にいたしましても、ある  
いは国民健康保険の事務費の引き上げ等にいたし  
ましても、相当の是正が行なわれておるところで  
ござります。今後もこれにつきましては、努力を  
するつもりでございます。  
なお、税外負担の点は、先ほど総理大臣からお  
答えになつたとおりでございまして、私どもとい  
たしましても、地方財政法のたてまえからいたし  
まして、これは極力やらせないようによくいたしてい  
くつあります。

地方にだんだんに仕事が増加してまいります。したがって、その超過負担が相当になつてゐることも事実でございます。超過負担に対する是正の点につきましては、四十年度の予算編成に際しましても、私のほうから各省にお願いをし、そうして先ほど大蔵大臣からもお答えがありましたように、学校の建設費の単価にいたしましても、あるいは国民健康保険の事務費の引き上げ等にいたしましても、相当の是正が行なわれておるところでござります。今後もこれにつきましては、努力をするつもりでございます。

なお、税外負担の点は、先ほど総理大臣からお答えになつたとおりでございまして、私どもいたしましても、地方財政法のたてまえからいたしまして、これは極力やらせないよう前にいたしていつつあります。

次に、公共料金の点でございますが、最近、水道その他の料金の値上げが地方のほうで行なわれつつあるのをございますが、この公共料金はやはり独立採算制のたてまえをとつておりますので、このいわゆる赤字を一般会計で負担するといふことはいかがかと存じまして、私どもはその独立採算制の中でもかなつていくよう指導をしているわけでございます。ただ料金の値上げにつきましては、これがあまり多くならないように、できるだけ自粛をしていただきたいということを申して

なお、先ほど大蔵大臣からお答えがございましたように、だんだんと国の事業が委任されていて、したがって、地方の団体の単独事業といつものが減ってきているじゃないかというお話をござりますけれども、今度の四十年度の予算編成に際しましては、できるだけそういうことのないようについてことで、単独事業につきましては、一般が一五・一%の伸びでありましたけれども、この単独事業はやや上回って計画をしております。それは財源のほうはどういうふうに生み出しているかとおっしゃいますすると、そらんのよう税の伸びはそろあまりございませんので、地方債のワクを広げて、これでまかなくようにしているような次第でございます。

なお、地方交付税率が〇・六では少ないのでないかというお話でございますが、これは私どもとしては、当初もう少し増額をということを考えておりましたが、この最初の一・五%の交付税率の引き上げを要求いたしました根拠は、三十九年度と四十年度に行なわれました国税の減税が、直接地方交付金の減収になりますするものを補てんするといたしますれば、一・五%を必要とするという」とござります。しかし、御承知のように、国の財政も四十年度の財政では非常に緊縮の財政をとられておる中でござりまするので、〇・六%はやむを得なかつたであろうと思います。これでも從来よりは百四十五億の増額になつておるような次第でございます。

○國務大臣愛知揆一君　まず第一に、現在まで國立学校が地方財政法あるいは地方財政再建促進特別措置法等に違反するような、違法な寄付金は受けていないと考えますけれども、実質的に地方公共団体その他住民の負担に強制的になるようなことは避けなければならない。この点は御趣旨のとおりと思います。

次に、國立学校の土地建物の寄付等は、たとえば県立大学を國立に移管いたしますような場合に、地方公共団体から寄付を受けたり、あるいは学校の敷地が道路に収用されたことに伴う賠償などについて、寄付を受けることがあります。これは御承知のように法律の規定によって認められたものでございます。

それから、次に、國立高等専門学校の用地につきまして、しばしば問題が提起されました。地方公共団体から提供を受けて、無償でこれを使用しているという事実がござりますことは遺憾でございます。これは国有地との等価交換等の方法によつて処理すべきものと考えるわけでございますので、たとえば四十年度の計画で申しますと、七つの高等専門学校を新設いたす計画でございますが、そのいずれも、国有地、または国有地と地方公共団体の所有地との交換で処理することにいたしまして、実質的にも地方公共団体の負担にならないことにいたすことについたしましたので、御承いただきたいと思います。(拍手)

○國務大臣(高橋健君) お答え申し上げます。  
物価の安定に対して、政府が非常に強い決意をもつて臨んでいることは御承知のとおりでござります。先ほど地方財政計画において、使用料の増収見込み六%というお話をございました。これはおそらくは施設の増加等によるものを相当大幅に見込んでおるものと私どもは考えておりまして、公共料金の引き上げというふうにこの数字を解釈はいたしておりません。なお、公共料金につきましては、昨年の一月、一年間これを停止するという措置をいたしました次第でございますが、その対象となるところの企業等において、非常に採算が困難な問題等も生じてまいっておりまする関係もございまして、一応、一年間の期限後はその措置を停止することにいたしました次第でございますが、しかしながら、公共料金を抑制するという基本的な態度は、いささかも変えておりません。すなわち、合理化その他あらゆる措置を講じて、最小限度成り立つ範囲において公共料金の引き上げを認めるという措置を、しかもケース・バイ・ケースで認めていくついている次第でござります。国 자체の公営企業につきましては、鉄道料金をはじめとして、これを引き上げないという措置をとつて強い決意、この強い態度に即応して、ぜひそういうふうな態度をもつて臨んでいただきたいといふことを、繰り返し強く公共団体に対しても要請いたしました。

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○大臣(愛知揆一君) まず第一に、現在まで学校が地方財政法あるいは地方財政再建促進法等に違反するような、違法な寄付金はないと考えますけれども、実質的に地方団体その他の住民の負担に強制的になるような避けなければならない。この点は御趣旨のうと思います。

○から、次に、国立高等専門学校の用地について、しばしば問題が提起されました。地方公共団体から提供を受けて、無償でこれを使用し、という事実がございましてことは遺憾でございます。これは国有地との等価交換等の方法に処理すべきものと考えるわけでございます。たとえば四十年度の計画で申しますと、高等専門学校を新設いたす計画でございますのでいざれも、国有地、または国有地と地方の所有地との交換で処理することにいたして、実質的にも地方公共団体の負担にならないことをいたすことにいたしましたので、御了承いただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣高橋衛君登壇、拍手〕

○國務大臣(高橋衛君) お答え申し上げます。  
物価の安定に対し、政府が非常に強い決意をもつて臨んでいることは御承知のことおりでござります。先ほど地方財政計画において、使用料の増収見込み六%というお話をございました。これはおそらくは施設の増加等によるものを相当大幅に見込んでおるものと私どもは考えておりまして、公共料金の引き上げというふうにこの数字を解釈はいたしておりません。なお、公共料金につきましては、昨年の一月、一年間これを停止するという措置をいたしました次第でございますが、その対象となるところの企業等において、非常に採算が困難な問題等も生じてまいっております関係もございまして、一応、一年間の期限後はその措置を停止することにいたしました次第でございますが、しかしながら、公共料金を抑制するという基本的な態度は、いささかも変えておりません。すなわち、合理化その他あらゆる措置を講じて、最小限度成り立つ範囲において公共料金の引き上げを認めるという措置を、しかもケース・バイ・ケースで認めていつている次第でございます。国自体の公営企業につきましては、鉄道料金をはじめとして、これを引き上げないという措置をとつていることは御承知のとおりでござります。したがつて、地方公共団体におきましても、国との強い決意、この強い態度に即応して、ぜひそういうふうな態度をもつて臨んでいただきたいということを、繰り返し強く公共団体に対し要請いたしておる次第でございます。(拍手、「議長、答

弁漏れ」と呼ぶ者あり)

○議長(重宗雄三君) 加瀬君の発言の時間は、すでにあります。答弁漏れのところは御指摘ください。

○加瀬完君 答弁漏れがあるのでよ。先ほどあげました税外負担は法律違反であると思いますけれども、法律違反とは認めないのか。それから、法律違反とお認めになるならば、直ちにこれを禁止をする御指示はなさらないかどうか。この二点。

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほどお答えいたしましたとおり、法律に違反する違法の寄付というものは受けていないと私は考えるのでありますけれども、その法律の趣旨等からいたしまして、改めるべきことは改めなければならない。そこで昭和四十年度における措置についても、先ほど具体的にお答え申し上げたとおりでございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の發言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約について承認を求める件を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長小柳牧衛君。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

五条の規定を留保して、一方の締約国の居住者である者に適用する。

## 第二条

1 この条約が適用される租税は、次のものとする。

(a)

フランスについては、個人所得税、補充税及び会社その他の法人の利得に対する税(以下「フランスの租税」という。)

(b)

日本国については、所得税、法人税及び地方公共団体が課する所得に対する住民税(以下「日本国の租税」という。)

(c)

この条約は、海上運送及び航空運送の企業に関する限り、第八条2に規定する租税についても適用する。

2 この条約は、海上運送及び航空運送の企業に適用する。

3 この条約は、1及び2に規定する租税と類似の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後日本国又はフランスにおいて國又は地方公共団体が課する他の租税についても、また、適用する。締約国は、各年の末に、それが該の國の税法について行なわれた改正を相互に通知するものとする。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求める件

この条約は、第二十条、第二十四条及び第二十

第一条

は、文脈により、日本の企業又はフランスの

(b) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はフランスをいう。

(c) 「日本の法人」とは、会社その他の法人(日本国内に人格を有しない団体を含む)で、日本国内に本店又は主たる事務所を有し、フランスにおいて管理されず、かつ、支配されていないものをいい、「フランスの法人」とは、法人又はフランスの租税に関する法人として取り扱われる團体で、フランスにおいて管理され、かつ、支配されており、日本国内に本店又は主たる事務所を有しないものをいふ。

(d) 「日本国の居住者」とは、日本国の租税に関する日本国又はフランスにおいて國又は地方公共団体が課する他の租税についても、また、適用する。

(e) 「日本の企業」とは、日本国居住者が営む産業上又は商業上の企業をいい、「フランスの企業」とは、フランス居住者が営む産業上又は商業上の企業をいふ。また、「一方の締約国」及び「他方の締約国」の企業」とは、文脈により、日本の企業又はフランスの

- (f) 「産業上又は商業上の利得」には、第五条に規定する不動産から生ずる所得、第六条に規定する農業及び林業の所得、配当、利子（第十二条に規定する年金を含む。）、賃貸料又は使用料として取得する所得、資産収益並びに人的役務の報酬を含まない。
- (g) 「国税当局」とは、日本国については、大臣又は正當に権限を与えられたその代理者をいい、フランスについては、財政經濟大臣又は正當に権限を与えられたその代理者をいふ。

- 2 一方の締約国がこの条約を適用する場合に、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関する自國の法令上有する意義を有するものとする。

#### 第四条

- 1 この条約において「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものとす。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
- (a) 管理所
  - (b) 支店
  - (c) 事務所
  - (d) 工場
  - (e) 作業所
  - (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所

- (f) 「企業をいう。」
- 「産業上又は商業上の利得」には、第五条に規定する不動産から生ずる所得、第六条に規定する農業及び林業の所得、配当、利子（第十二条に規定する年金を含む。）、賃貸料又は使用料として取得する所得、資産収益並びに人的役務の報酬を含まない。
- (g) 「国税当局」とは、日本国については、大臣又は正當に権限を与えられたその代理者をいい、フランスについては、財政經濟大臣又は正當に権限を与えられたその代理者をいふ。

- 3 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。
- (a) 当該他方の締約国内で十二箇月をこえる期間建設又は組立ての契約に係る工事に關して監督活動を行なつており、特にその有する監督の権限の大きさから判断して、当該契約を自ら履行していると認められる場合
- (b) 当該他方の締約国内で第十八条にいう芸能人の役務を提供する事業を行なう場合
- 4 次の場合には、恒久的施設があるものとされることはない。
- (a) 企業に属する商品をもつぱら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用する場合
  - (b) 企業に属する商品を、もつぱら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有する場合
  - (c) 企業に属する商品を、もつぱら他の企業による加工のため、保有する場合
  - (d) 企業のためにもつぱら商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を使用する場合

- 5 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者（7の規定が適用される独立の地位を有する場合）
- (e) 企業のためにもつぱら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を使用する場合

- 6 保険業を営む一方の締約国の企業が、当該企業を代表する者（7の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）を通じ、他方の締約国内で保険料を受領し、又は当該他方の締約国内で生ずる危険を保険する場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。
- 7 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという事実のみによつては、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
- 8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国において租税を課すことができる。

- 9 一方の締約国に存在する農場又は森林について營まれる農業又は林業の所得に対しても、その所得に對しては、その企業が他方の締約国内にあら恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事

業を行なわない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課する。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行なう場合には、その企業の産業上又は商業上の利得に対しては、その恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、その恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、その恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、その恒久的施設が取得するとみられる産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に帰せられるものとする。

### 3 恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

4-2 の規定は、恒久的施設に帰せられるべき産業上又は商業上の利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき産業上又は商業上の利得をその慣行とされている配

分の方針によつて決定することを妨げるものではない。ただし、この場合において用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために商品を単に購入したという事実によつては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる産業上又は商業上の利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

### 第八条

1 第七条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が船舶又は航空機の運用によつて取得する利得に対しては、その締約国においてのみ租税を課する。

2 船舶又は航空機の運用に關し、日本の企業はフランスにおいて營業税及び營業税附加税を免除され、フランスの企業は日本国において事業税を免除される。

3 千九百六十二年十二月二十一日にパリで交換された公文により構成された国際海上運送又は国際航空運送の利得に対する租税の相互免除に関する両締約国間の協定は、この条約が効力を生じたときは、この条約の規定が適用される日以後を失うものとする。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の經營、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の企業の經營、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の配当に対しては、その配当を支払った法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。この場合において、その租税の額は、当該配当の金額の十五パーセントをこえないものとする。

この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

1 日本の法人は、フランスに恒久的施設を有しない限り、フランスにおいて、フランスの統一税法第百九条2に規定する動産資本所得に対する租税を源泉徴収する義務を負わない。いかなる場合にも、同法第百九条2の規定により租税を課される所得の金額は、第七条及び第九条の規定に従つてフランスにある恒久的施設に帰せられるものとされる利得の金額をとえないものとする。

2 日本の法人は、フランスの法人の經營若しくは資本に参加し、又はフランスの法人との間に

3 この条において「配当」とは、株式、受益株式及び発起人持分その他の受益者持分(債権を除く)から生ずる所得並びにその他の持分から生ずる所得であつて、分配を行なう法人が居住者である締約国の税法により株式から生ずる所得とされるものをいう。

4-1 及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基団となつた株式又は持分を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、恒久的施設に帰せられる利得に関する第七条の規定が適用される。

### 第十二条

1 一方の締約国内で生じ他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約





のみ租税を課する。

#### 第二十四条

1 (a) フランスの居住者である納稅者が日本国から所得を取得し、その所得に対し、この条約の規定に従つて日本国において租税が課されるときは、フランスは、(b)の規定を留保して、その所得についてフランスの租税を免除するものとする。この場合において、この条約に基づいてフランスにおいて租税を課される所得に對しては、フランスの税法上本来租税を課されるべき所得の総額に対応する税率でフランスの租税を課すことができる。

(b) フランスの居住者である納稅者が日本国で所得を得取し、その所得に対し、第十一条、第十二条、第十三条及び第十四条2(c)の規定に従つて日本国において租税が課されるときは、フランスは、その所得をフランスの租税の課税標準に含ませることとする。この場合において、この条約に基づいてフランスにおいて租税を課される所得に對しては、フランスの税法上本来租税を課されるべき所得の総額に対応する税率でフランスの租税を課すことができる。

(c) (a)及び(b)において「フランスの居住者である納稅者」とは、日本国から取得する所得による部分として算出された額をこえないものとする。

(d) (a)及び(b)において「フランスの居住者である納稅者」とは、フランスの租税に關しフランスの居住者とされる個人並びに法人及び法人として取り扱われる團體の租税に關し法人として取り扱われる法人格を有しない団體を含む。」をいう。

体でフランスにおいて管理され、かつ、支配されているものをいう。

2 (a) 日本国は、日本国の居住者である納稅者に対する租税の額を決定するに際し、この条約の他の規定にかかわらず、日本国の法令に基づいて租税を課すことができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含ませることができる。この規定は、第二十条1、第二十一条及び第二十二条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(b) 日本国の居住者である納稅者がフランスから所得を得取し、その所得に対し、この条約の規定に従つてフランスにおいて租税が課されるときは、日本国は、その所得をフランスの租税から控除されるものとする。ただし、その控除の額は、控除が行なわれる前に、日本国の租税の額のうちフランスから得取する所得に対応する部分として算出された額をこえないものとする。

3 同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

4 この条において「租税」とは、すべての種類のはこれに關連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

5 この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

6 この条の規定は、

一方の締約国に対し、家族の状況又は家族扶養するための負担を理由として自國の居住者に対して認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならず、また、

(a) フランスについては、日本国が国籍を有するすべての個人及びフランスで施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体

(b) 日本の法人についてその分配する利得に対して留保所得に対する率よりも低い率で租税を課する日本国が法令の規定に影響を及ぼすものと解してはならない。

#### 第二十六条

この条約の規定は、一方の締約国の租税の額の決定に関してその締約国の法令によつて現在認められており又は将来認められることがある免除、救済、減額、控除その他の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

#### 第二十七条

関連する要件を課されることはない。

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において執られる措置によりこの条約に適合しない課税を受け又は受けたに至ると認めるときは、兩締約国の国内法で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の国税当局に對し、その事件について申立てをすることができる。

2 申立てが正当であると認められ、かつ、満足すべき解決をその国税当局が自ら与えることが

できないときは、その国税当局は、この条約に適合しない課税を回避するために地方の締約国の国税当局と協議するものとする。

3 両締約国の国税当局は、この条約の規定を実施するため、及びこの条約の適用に関する困難を解決するため、直接相互に通信することができる。

### 第二十八条

この条約の規定は、国際法的一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官及び領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

### 第二十九条

1 この条約は、この条約が適用される租税と類似の性質を有する租税を課するフランス共和国によつて、そのまゝ又は必要な修正を加えて適用することができる。この適用は、外交上の公文の交換その他の両締約国がそれぞれの憲法に對し、そのまま又は必要な修正を加えて適用することができる。この適用は、外交上の公文の交換その他の両締約国がそれぞれの憲法に適合する方法による両締約国間の合意によつて定められる日から、そのよろことして定められる修正及び条件（適用の終了に関する条件を含む。）に従つて効力を生ずる。

2 両締約国が別の合意をしない限り、一方の締約国が第三十一条の規定に基づいてこの条約を終了させるときは、この条の規定に基づいてこの条約を終了させるときには、この条約が適用された領域に対するこの条約の適用は、終了する。

### 第三十条

1 この条約は、両国のそれぞれの憲法に従つて承認されなければならない。この条約は、それ

ぞの国において憲法上の要件が満たされたことを確認する通告の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。

### 2 この条約は、

(a) フランスにおいては、

(i) 第十一条、第十二条及び第十三条にそれぞれ規定する配当、利子及び使用料について源泉徴収される租税に関しては、終了した日に以後に支払が行なわれるこれらの収益について、並びに

て源泉徴収される租税に関しては、この条約の効力発生の日以後に支払が行なわれるこれらの収益について、並びに

(ii) その他の租税に関しては、通告の交換が行なわれた年以後の各年において、又はそ

の各年に終了する事業年度において生ずる所得について、

(b) 日本国においては、

この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府からこのために正当な委任を受け、この条約に署名した。

2 一方の締約国の外交使節団の構成員又は領事機関の構成員であつて、他方の締約国内又は第三国内に居住し、かつ、これららの者を派遣した國の国籍を有するものは、1の所得に對して當該一方の締約国において租税を納付することとされている場合には、當該一方の締約国の居住者とみなす。

千九百六十四年十一月二十七日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

萩原徹

フランス共和国政府のために

F・ルデュク

追加議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約に署名するにあたり、下名は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

(i) 第十一条、第十二条及び第十三条にそれ

ぞれ規定する配当、利子及び使用料について源泉徴収される租税に関しては、終了した日に以後に支払が行なわれるこれらの収益について、並びに

(ii) その他の租税に関しては、その通告が行なわれる年の翌年以後の各年において、又はその各年に終了する事業年度において生ずる所得について、

(iii) 前記の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

日本国においては、

以上述の証拠として、下名は、それぞれの政府からこのために正当な委任を受け、この条約に署名した。

2 一方の締約国の外交使節団の構成員又は領事機関の構成員であつて、他方の締約国内又は第三国内に居住し、かつ、これららの者を派遣した國の国籍を有するものは、1の所得に對して當該一方の締約国において租税を納付することとされている場合には、當該一方の締約国の居住者とみなす。

3 1の規定にかかわらず、国際機関、その下部機関及び職員並びに両締約国以外の国外外交使節団の構成員又は領事機関の構成員であつて、一方の締約国の居住者であり、かつ、當該一方の締約国において1の所得に對する租税を免除されているものは、他方の締約国において、同条約第十一条2、第十二条2並びに第十三条2及び4の規定に基づく輕減された税率の適用を受けることができない。

II

1 同条約第十一条、第十二条及び第十三条に規定する所得の受領者で、これらの所得に對して源泉徴収される日本国の租税につき、十五パー



## 審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年二月二十三日

運輸委員長 松平 勇雄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

## 委員会の決定の理由

本件は、最近における厚岸港、小木港及び田子の浦港の経済の急成長に伴う出入港船舶の激増による海運關係事務量の増大に対処するため、北海海運局釧路支局厚岸出張所、東海海運局七尾支局内浦出張所及び東海海運局清水支局田子の浦出張所を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

運輸省設置法第四十三条の規定により、北海海運局釧路支局厚岸出張所、東海海運局七尾支局内浦出張所及び東海海運局清水支局田子の浦出張所を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

運輸省設置法(大正十一年法律第三十七号)の一部を改正する法律案

別表第五十一号ノ二を削り、第五十三号の次に次の二号を加える。

五十三ノ二 神奈川県堺浜附近ヨリ千葉県木更津附近ニ至ル鉄道

## 別紙

名 称	位 置
北海海運局釧路支局厚岸出張所	北海道厚岸郡厚岸町
東海海運局七尾支局内浦出張所	石川県珠洲郡内浦町
東海海運局清水支局田子の浦出張所	静岡県富士市

## この法律は、公布の日から施行する。

〔松平勇雄君登壇、拍手〕

○松平勇雄君 ただいま議題となりました承認案及び法律案について、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本改正法案は、東京都及びその周辺並びに琵琶湖周辺の交通事情等の変化にかんがみまして、新たに別表の予定鉄道線路に、東京都国分寺付近より神奈川県小倉付近に至る線を追加するとともに、別表予定鉄道線路のうち、東京都品川付近より千葉県木更津付近に至る鉄道の起点を神奈川県堺浜付近に、滋賀県浜大津より高城を経て福井県三宅に至る鉄道の起点を京都府山科に、滋賀県今津より堺津に至る鉄道の終点を香掛付近に、それぞれ変更しようとするものであります。

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

鉄道敷設法の一部を改正する法律案

右

掲載

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に

昭和四十年二月十六日

衆議院議長 船田 中

国会に提出する。

内閣総理大臣 佐藤 築作

昭和四十年一月二十三日

本件は、厚岸港、小木港及び田子の浦港において、最近、経済の急成長に伴い出入港船舶が激増し、海運關係事務量が増大していることに対処するため、これらの港に海運局の支局の出張所を設置することについて、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、これらの出張所の設置の必要性と業務の内容等について質疑が行なわれた後、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

## 鉄道敷設法の一部を改正する法律案

別表第五十一号ノ四の次に次の二号を加える。

五十ノ五 東京都国分寺附近ヨリ神奈川県小倉附近ニ至ル鉄道

次に、鉄道敷設法の一部を改正する法律案について申し上げます。

鉄道敷設法は、わが国の鉄道網の完成のため日本国有鉄道が敷設すべき予定鉄道線路と、鉄道建設審議会の設置等について定めたものであります。

鉄道敷設法は、わが国の鉄道網の完成のため日本国有鉄道が敷設すべき予定鉄道線路と、鉄道建設審議会の設置等について定めたものであります。

本改正法案は、東京都及びその周辺並びに琵琶湖周辺の交通事情等の変化にかんがみまして、新たに別表の予定鉄道線路に、東京都国分寺付近より神奈川県小倉付近に至る線を追加するとともに、別表予定鉄道線路のうち、東京都品川付近より千葉県木更津付近に至る鉄道の起点を神奈川県堺浜付近に、滋賀県浜大津より高城を経て福井県三宅に至る鉄道の起点を京都府山科に、滋賀県今津より堀津に至る鉄道の終点を香掛付近に、それ

委員会におきましては、追加線路の経済効果と都市交通緩和に及ぼす影響、国鉄第三次長期計画と新線建設工事との関係、及び、鉄道建設公団設立後的新線建設工事の進捗状況等について、熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細については会議録により御承知願いたいと存じます。

以上で質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって本法案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたします。

まず、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるの件全部を問題に供します。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 次に、鉄道敷設法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

委員会におきましては、追加線路の経済効果と都市交通緩和に及ぼす影響、国鉄第三次長期計画と新線建設工事との関係、及び、鉄道建設公団設立後的新線建設工事の進捗状況等について、熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細については会議録により御承知願いたいと存じます。

以上で質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって本法案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたします。

まず、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるの件全部を問題に供します。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 次に、鉄道敷設法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第九、会計法の一部を改正する法律案、

日程第十、物品管理法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長西田信一君。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

右

国会に提出する。

昭和四十年二月四日

内閣総理大臣 佐藤 築作

会計法の一部を改正する法律案

物品管理法の一を部改正する法律案

物品管理法の一部を改正する法律

物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)の一

部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十四条第五項」を「第十九条第一項中契約等担当職員の意義に係る部分」に改め、同条第四項を削る。

第四条中「政令で定めるところにより」及び「次条第二項を除き」を削る。

第五条を次のように改める。

(分類換)

第十五条中「運用計画が立てられている物品に当該計画のうち供用に係る部分を物品供用官に通知しなければならない。

第十四条 削除

第十五条中「運用計画が立てられている物品にあつては運用計画に基いて」を「第十三条第一項の計画に基づいて」に改める。

第十六条第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五条 各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、前条の物品管理官又は分

め、同条第一項中「隔地の」を「政令で定める」に改める。

任物品管理官に対して、物品の分類換(物品をその属する分類から他の分類に所属を移すこと)をいう。以下同じ。)を命ずることができる。

2 物品管理官又は分任物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて分類換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、各省各庁の長(前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員)の承認を経て、物品の分類換をすることができる。

第三条 物品管理官は、毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理する物品の効率的な供用又は処分を図るため、予算及び事務又は事業の予定を勘案して、物品の管理に関する計画を定めなければならない。

第四条 物品管理官は、前項の計画を定めたときは、当該計画のうち供用に係る部分を物品供用官に通知しなければならない。

第十五条中「運用計画が立てられている物品に

あつては運用計画に基いて」を「第十三条第一項の

計画に基づいて」に改める。

第十六条第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

各省各庁の長又は政令で定めるところにより

その委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、

物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、物品管理官に対し、物品の管理換（物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。以下同じ。）を命ずることができる。

2 物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて管理換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長（前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員）の承認を経て、物品の管理換をすることができる。

第十九条の見出しを「(取得手続)」に改め、同条

第一項中「運用計画が立てられている物品については運用計画の範囲内で、その他の物品については」を「第十三条第一項の計画に基づいて、物品に契約その他物品の取得又は処分の原因となる行為をする職員をいう。以下同じ。」を加え、同条第二項中「基き」を「基づき」に改める。

第二十条の見出しを「(供用手続)」に改め、同条

第一項中「払出のための第二十三條の規定による命令」を「供用のための払出し」に改め、同条第二項中「命令をしたとき(前項の請求に基いてしたときを除く。)」を「命令をし、又は払出しをするとときに改め、「(物品供用官を置かない場合にあっては、物品を使用する職員。以下次条において同じ。)」を削る。

第二十一条の見出しを「(返納手続)」に改め、同条

条に次の二項を加える。

3 前二項の規定は、供用中の物品で物品管理官

が定める軽微な修繕又は改造を要するものについては、適用しない。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条第二項中「物品管理官は、第二十一  
条第一項又は前項の報告等により修繕又は改造を

要する物品」を「物品管理官又は物品供用官は、修繕又は改造を要する物品（物品供用官にあつては、當

第二十一条第三項に規定する物品に限る。」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第十九条第二項の規定は、前項の規定による

請求があつた場合について準用する。

第二十七条第一項中「各省各庁の長」の下に「又

は」を「第十三条第一項の計画に基づいて、物品は政令で定めるところによりその委任を受けた当

該各省各庁の職員」を加える。

第二十八条第二項中「前項の物品のうち、売払を

目的とするもので運用計画が立てられているものについては運用計画の範囲内で、その他のものにつ

いては必要など、契約等担当職員に対し、」を

第三十九条の見出しを「(国会への報告等)」に改め、同条

第一項中「第十三条第一項の計画に基づいて、契約等担当

職員に対し、前項の物品の」に改め、同条第三項

中「基き」を「基づき」に改める。

第三十一条の見出し中「物品管理職員」の下に「等」を加え、同条第一項中「吏員」の下に「並びにこれららの補助者」を加え、同条第二項中「前項」を

「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項

の次に次の二項を加える。

2 物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を弁償する責めに任じなければならない。

3 物品管理職員が、物品を「そ

の所管に属する物品が」に改め、「又は」の下に「物

品管理職員が」を加える。

第三十三条第一項中「各省各庁の長」の下に「又

は政令で定めるところによりその委任を受けた当

該各省各庁の職員」を加える。

第三十四条を次のように改める。

第三十五条中「第二十九条まで」の下に「第三十

一条第二項」を加える。

第三十七条中「政令で定める重要な物品」を「国

が所有する物品のうち重要なものとして政令で定

めるもの」に改める。

第三十八条の見出しを「(国会への報告等)」に改

め、同条第一項中「基き」を「基づき」に改め、同条

第二項中「、その検査を受け」を削り、同条第三項

を次のように改め、同条第四項を削る。

第三十九条の見出しを「(物品増減及び現在額総計算書)」に改め、同条

第一項中「内閣は、第一項の物品増減及び現在額総計算書に基づき、毎会計年度間ににおける物品の増減

及び毎会計年度末における物品の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第

三十七条及び第三十八条の規定は、昭和三十九年

度分の報告書及び物品増減及び現在額総計算書か  
ら適用する。

○西田信一君 ただいま議題となりました二法律

案について、委員会における審査の経過及び結果

を御報告いたします。

まず、会計法の一部を改正する法律案について

「西田信一君登壇、拍手」

従来、國の債権者に対する支払い手続上の特例

として、隔地の債権者すなわち支出官の取引先日

本銀行の所在地外にいるものに限り、日本銀行に

必要な資金を交付して、債権者の銀行預貯金口座

に支払い金を振り込む方法により、支払いを行な

わせることができることとなつておりますが、本

案は、この銀行振り込みによる支払い方法を、當

地の債権者すなわち支出官の取引先日本銀行の所

在地にいるものについても取り入れることとし、

債権者の利便、事故防止及び國の支出事務の合理

化等をはからうとするものであります。

委員会におきましては、本案と臨時行政調査会

の意見との関係、國の会計事務合理化の状況等の

諸点について質疑がなされましたが、その詳細は

会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。



行為を防止するために相当の注意を怠らなかつた

ことが証明された場合は、この限りでない。

第十二条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に、「当該銃砲又は刀剣類を所持する者」を「当該処分に係る者」に改める。

【第三章 火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録】  
「第三章 火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録」を「登録」に改める。

【第十四条第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第十六条次の二項を加える。

2 文化財保護委員会は、前項第一号又は第二号の規定により登録証の返納を受けた場合には、すみやかにその旨を登録証を返納した者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第十七条第一項中「相続し」を「相続により取得し」に、「すみやかに」を「二十日以内に」に、「しなくなつた」を「した当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた」に改める。

第十八条次の二項を加える。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

3 何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けはならない。

第二十条中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

第二十一条の二に次の二項を加える。

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、譲受人若しくは供受人が第三条第一項第

一号、第二号、第六号若しくは第九号に該当することを確認した場合又は譲受人若しくは借受人が第七条第一項の許可証を提示した場合でなければ、当該銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

二十四条の二第八項及び第二十七条第三項中「第十一項及び第七項」を「第十一項第七項及び第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二十八条第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第二十九条中「二百円」を「五百円」に改める。

第三十条第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第二十九条中「五百円」に改める。

第三十二条第一項を「二百円」に改める。

第三十三条第一項を「三十万円以下」に改める。

第三十四条第一項を「三十万円以下」に改める。

第三十五条第一項を「三十万円以下」に改める。

第三十六条第一項を「三十万円以下」に改める。

第三十七条第一項を「三十万円以下」に改める。

第三十八条第一項を「三十万円以下」に改める。

第三十九条第一項を「三十万円以下」に改める。

第四十条第一項を「三十万円以下」に改める。

第四十一条第一項を「三十万円以下」に改める。

第四十二条第一項を「三十万円以下」に改める。

第四十三条第一項を「三十万円以下」に改める。

第四十四条第一項を「三十万円以下」に改める。

1 附則  
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過規定）  
一 銃等及び獣銃を除く。次号において同じ。)又は刀剣類を所持した者

二 偽りの方法により銃砲又は刀剣類の所持にについて第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、虚偽の届出をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

三 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けた者は、虚偽の届出をせず、又は虚偽の届出を受けた者は、虚偽の届出をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

四 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定による許可を受けているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会にその所在地を届け出なければならない。

五 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を受けた者は、一万円以下の罰金に処する。

六 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のよう改正する。

第七条第二項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第八条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第九条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第十条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第十二条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第十三条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第十四条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第十五条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第十六条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第十七条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第十八条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第十九条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

第二十条第一項を「三十万円以下」に改め、同条第一項を「三十万円以下」に改める。

7 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のよう改正する。

別表第三第二号十一中「銃砲刀剣類等所持取

たは許可証の提示がなければできないことに対する場合についても、登録を受けた銃砲刀剣類を授受する場合にあっても、登録証とともにしなければならないこととして、登録証のみの譲り渡しまでは譲り受けを禁止し、譲り受け、相続等をした場合の届け出期間を二十日以内に改めることとしたことがあります。第三に、建設業の用途に供するため必要なびよう打ち銃等につきましては、所持許可を受けた者の監督のもとに建設作業に従事する者が業務上使用する場合は、所持の禁止から除外することとしたほか、罰則その他規定の整備をおもな内容とするものであります。

本委員会におきましては、二月一日、吉武国務大臣から提案理由の説明を聞き、暴力団取り締まり対策及び火なわ式銃砲等の古式銃砲の登録に関する規定の取り扱い等の諸問題につき、活発に論議が行なわれ、慎重審査いたしましたが、その詳細は会議録によつてごらんいただきたいと存じます。

かくて二月二十三日質疑を終局し、二月二十五日討論に入りましたところ、別に意見もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

<p>○議長(重宗雄二君)　日程第十二、昭和三十七年 度一般会計歳入歳出決算、昭和三十七年度特別会 計歳入歳出決算、昭和三十七年度国税収納金整理 資金受払計算書、昭和三十七年度政府関係機関決 算書、</p> <p>日程第十三、昭和三十七年度物品増減及び現在 額総計算書、</p> <p>日程第十四、昭和三十七年度国有財産増減及び 現在額総計算書、</p>
<p>審査報告書</p>
<p>昭和三十七度年一般会計歳入歳出決算、昭和三 國税収納金整理資金受払計算書、昭和三十七年 一、本件の内容</p>
<p>本件は、日本国憲法第九十条及び財政法第四十 ものであり、その決算額は、</p>
<p>一般会計歳入歳出決算</p>
<p>歳入決算額</p>
<p>歳出決算額</p>
<p>特別会計歳入歳出決算</p>
<p>歳入決算額</p>
<p>歳出決算額</p>
<p>國稅収納金整理資金受払計算書</p>
<p>受入　　収納済額</p>
<p>支払　　支払命令済額</p>
<p>　　歳入組入額</p>
<p>政府關係機関決算書</p>
<p>收入決算額</p>
<p>支出決算額</p>
<p>二、三六九、二九〇</p>
<p>二、一七四、〇三三</p>
<p>二、一七四、七三一</p>
<p>である。</p>

日程第十五、昭和三十七年度国有財産無償貸付  
状況総計算書、  
以上四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(星宗雄三君) 御異議ないと認めます。ま  
ず、委員長の報告を求めます。決算委員会理事相  
澤重明君。

## 二、本件審査の結果

(1) 本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算関係法律及び諸施策に反省検討を要するもの

がなかつたかどうかという観点に立つて、慎重に審査を行なつてきたのであるが、その審査の過程において明らかにされた事実及び会計検査院の指摘事項等にかんがみ、内閣に対し、次のような警告を発する必要を認めた。

(1) 行政管理の乱れるのは当該責任ある公務員の綱紀弛緩に基因するところが多い。政府は綱紀の肅正に一段と留意し、ことに業者との関係が深い当局者においては業者との接触に際し格段に清廉な態度をもつて臨むべきである。

また、不正不当事項の責任者に対する行政処分については、いたずらに温情に陥ることなく、これが執行を厳正にすべきである。

(2) 岁出予算の繰越額及び不用額が多いのは、各省庁において予算さえ獲得すればよいとの安易な態度があることにも基因するので、歳出予算の計上については一層合理的な根拠に基づくよう配慮すべきである。

(3) 補助金等の整理統合については、本院においてもしばしば警告したところであり、その後補助金等合理化審議会及び臨時行政調査会の答申等もあり、政府においても近年の予算編成方針における重点としているが、実績が十分とは認められない。これを一段と強力に推進し、それによつて捻出された財源を有効に活用すべきである。

(4) 防衛厅の経理は、往年に比し著しく改善され

されたとはいゝ、なお同類の不当な事態が必ずしも少くない。例えば物件の在庫状況の調査等が不十分なため不急不用の調達をなし、不経済となつた事例が跡をたなない。防衛厅における物資、器材等の調達は年々増加しているので、その調達に当つては必要量の調査に万全を期し、不當経理の一掃に努むべきである。

(5) 基地問題ことに基地周辺における騒音防止対策、安全対策等民生安定に関する諸施策について、政府は、これを一段と強化することとも、米駐留軍接收施設に基づく損害の補償及び同施設の解除返還については、積極的にその解決に努力すべきである。

(6) 国有財産の管理処分については、まず財産の実態を明確に把握すべきであり、不法占拠等を排除するとともに、処分については相手方の選定等実情に即応し、かつ適正な価格をもつて処理をなすべきである。

(7) 国の教育施設等に要する用地の調達については、地方財政法第十二条及び地方財政再建促進特別措置法第二十四条第二項の趣旨にかんがみ、地方公共団体に実質的な負担のかかることなきよう国有地の使用、国有地と地方公共団体の土地との等価交換または有償借上げを行なうなど國と地方公共団体との間の財政秩序を正すため早急措置すべきである。

(8) 公立文教施設整備費補助に關して、国の負担対象となる基準が不十分であること、補助基本単価が実施単価に比し低価であること、耐久建築の構造比率が予算において

は実際より低いことにより、地方公共団体における実質負担が増大している問題については更に改善を推進すべきである。

(9) 農林省所管の工事、物件、保険、補助金等に関する事例が最も多いのは遺憾である。農林省は經理全般にわたり更に一層改正を期し、不当事項の絶滅に努力すべきである。

農業構造改善事業は、政府の農業基本対策の重要な柱の一つとして実施されたものであるが、昭和三十七年度は、その初年度であつたとはいゝ、事業の執行方法が悪かつたなどのため進捗がおくれ、その対策費四十三億余円のうち十三億余円の繰越しを生じ、ことにバイオット地区事業において没滞している。今後は政府の重要施策においてかかる没滞のないよう事業の遂行を奨励すべきである。

農産物ことに生鮮食品の流通合理化と価格安定については、なお十分であつたとは認め難い。これが生産者、消費者双方に及ぼす影響の大きさにかんがみ、一層意欲的な努力を払うべきである。

(10) 郵政省部内における職員の不正行為は、当局の防止努力にもかかわらずその跡をたたない。防犯監察と業務面におけるけん制策を更に拡充強化し、これが実効ある運営をはかつてその絶滅を期すべきである。

(11) 近年物価、労賃、地価の高騰がはなはだしく公共事業の予算額増加の割には事業量の実績が少く、社会資本の充実は行なわれ難いと認められる。また土地問題は公共事

にもおよぶ重要な課題であり、政府は、抜本的な対策を検討すべきである。

道路整備については、住民生活に直接関係のある地方道にも力を入れ、また有料道路については、高速自動車道路以外の一一般的な道路についてもブール制の採用について検討し、採算の悪い有料道路の無料開放に資すべきである。

(12) 日本国鉄道における東海道新幹線用地買収に關し、近江鉄道株式会社に支払った補償費のうち、旅客収入の減少に対する一億円は關係工事が工期の制約下に行なわれたとはいゝ、妥当な補償とは認め難く、将来かかることのないよう嚴に慎むべきである。

(13) 前記決算については右の警告を与えることとしたほか、異議がない。

右の通り多数をもつて議決した。よつて報告する。

昭和四十年二月十九日 決算委員長代理 理事・相澤 重明  
参議院議長 重宗 雄三殿

昭和三十七年度一般会計歳入歳出決算 曙和三十七年度特別会計歳入歳出決算 昭和三十七年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和三十七年度一般会計歳入歳出決算 曙和三十七年度特別会計歳入歳出決算 昭和三十七年度国税収納金整理資金受払計算書

右 国会に提出する。

昭和三十八年十二月二十四日 内閣総理大臣 池田 男入



野知	浩之君	二木	謙吾君	北口	龍德君
石田	次男君	浅井	亨君	大竹平八郎君	鬼木
島畠徳次郎君		鈴木	一弘君	松平	勝利君
前田佳都男君		野本	品吉君	鈴木	恭一君
加賀山之雄君		最上	英子君	小平	芳平君
高瀬莊太郎君		岡崎	真一君	上原	正吉君
三木與吉郎君		木暮	武太夫君	中山	福藏君
村上	義一君	沢田	一精君	白木義一郎君	中尾
中上川アキ君		井川	伊平君	佐藤	尚武君
源田	実君	岸田	幸雄君	森田	順造君
久保	勘一君	豊田	雅孝君	和田	鶴二君
竹中	恒夫君	堀本	宜実君	植垣弥一郎君	渋谷
亀井	光君	平島	敏夫君	熊谷太三郎君	邦彦君
堀本	末治君	新谷寅三郎君	田中	裕彦君	奥
平島	四郎君	木内	茂穂君	春江君	むめお君
黒川	武雄君	田中	隆圓君	山下	春江君
草葉		新谷寅三郎君		天坊	裕彦君
鍋島		木内		鈴木	万平君
徳永		田中		大谷	賛雄君
正利君		茂穂君		山本	利壽君
		隆圓君		藤野	繁雄君
		武雄君		紅露	みつ君
				植竹	春彦君
				大野木秀次郎君	西川甚五郎君
				平井	太郎君

政府委員	國務大臣	內閣總理大臣	佐藤 榮作君
文部政務次官 自治省財政局長	北村 長年君 龜田 得治君 田畑 金光君 鈴木 暢君 佐多 忠隆君 椿 繁夫君 羽生 三七君	向井 茂助君 向井 長年君 龜田 得治君 田畑 金光君 鈴木 暢君 柳岡 秋夫君 小酒井義男君 村尾 重雄君 成瀬 師治君 岡田 宗司君	藤田 進君 加瀬 完君 柳岡 秋夫君 藤田 進君 柳岡 秋夫君 小酒井義男君 村尾 重雄君 成瀬 師治君 岡田 宗司君
文部政務次官 法務省入國管理 局次長	大藏大臣 外務大臣 農林大臣 通商產業大臣 運輸大臣 労働大臣 自治大臣 國務大臣	大藏大臣 外務大臣 農林大臣 通商產業大臣 運輸大臣 労働大臣 自治大臣 國務大臣	佐藤 榮作君 高橋 等君 樺名悅三郎君 田中 角榮君 愛知 摶一君 赤城 宗德君 櫻内 義雄君 石田 博英君 松浦周太郎君 吉武 恵市君 高橋 衛君
科學技術政務次官 法務省入國管理 局長	高辻 正巳君 高島 節男君 中村 彌三君 押谷 富三君 柴田 富三君 護君	高辻 正巳君 高島 節男君 中村 彌三君 押谷 富三君 柴田 富三君 護君	高辻 正巳君 高島 節男君 中村 彌三君 押谷 富三君 柴田 富三君 護君

第七号中正誤  
ベシ段行 誤 正  
一からり 終わり 任命  
任呼